

平成30年度

県営住宅入居者募集案内

募集する県営住宅

富山・高岡・射水市内の県営住宅の空家

申込み受付場所

光陽興産株式会社 〒930-0887 富山市五福8区3548-14

県営住宅管理センター TEL (076) 471-5500

高岡店 〒933-0874 高岡市京田619

TEL (0766) 25-1110

申込み受付期間

<定期募集> 【第1回】 平成30年2月1日(木)から2月7日(水)まで

【第2回】 平成30年8月1日(水)から8月7日(火)まで

※申込みは、郵送(申込期間最終日までの消印有効)でも受け付けます。

申込みを受け付けたときに、抽選会の日時、場所をご連絡します。

抽選会では、団地等毎に抽選を行い、入居の優先順位(次期受付期間の属する月の翌月まで有効)を決めます。

<随時募集>

定期募集の期間以外でも随時申込みを受け付けます。

※ただし、入居の優先順位は、既に申込みをされた方の後となります。

申込み受付時間

光陽興産株式会社

県営住宅管理センター 午前8時30分から午後6時(土曜・日曜・祝日は午後5時)まで

高岡店 午前9時から午後6時まで(水曜日定休)

1. 入居者資格

次の(1)～(5)の条件を原則として全て満たす必要があります。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること

事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚姻の予約者（入居後1箇月以内に婚姻を予定する者）は親族とみなします。

ただし、次表のいずれかの方は、単身入居が可能な住宅（県営住宅一覧参照）について、この条件を満たす必要がない場合があります。詳しくは、受付窓口までお問合せください。

高齢者	60歳以上の方
障害者	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当する程度である方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害：身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 ・精神障害：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度 ・知的障害：上記精神障害の程度に相当する程度
戦傷病者	戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の方
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
生活保護受給者 中国残留邦人等	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項等に規定する支援給付を受けている方又はこれに準ずる方
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
DV被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止等法）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合も含む。）の規定による一時保護又は同法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合も含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ・配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合も含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

(2) 収入基準に合うこと

収入月額（※次ページ参照）が 158,000 円以下に該当する方が入居できます。

ただし、次表の世帯（裁量階層）の方は、収入月額が 158,000 円を超えても 214,000 円以下であれば入居できます。

高齢者世帯等	入居者が 60 歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方である世帯
障害者世帯	入居者又は同居者に障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当する程度である方がいる世帯 ・身体障害：身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度 ・精神障害：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度 ・知的障害：上記精神障害の程度に相当する程度
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症の方がいる世帯
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	入居者又は同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等の方がいる世帯
子育て世帯	同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方がいる世帯

(3) 現に住宅に困っていること

原則として、住宅の所有者及び公営住宅の入居者は申込みできません。

(4) 県税を滞納していないこと

(5) 暴力団員でないこと

入居者及び同居者について、警察に暴力団員ではないことを確認します。

※収入月額の計算方法

入居者及び同居者の年間所得金額（A）の合計－控除額（B）の合計 収入月額＝ _____ 12ヶ月 ただし、給与所得者が就職後1年を経過しない場合等この計算による収入月額をその申込み者の継続的収入とすることが不適当である場合においては、別に認定します。詳細は受付窓口まで問合せください。

○年間所得金額（A）の求め方

- (1) 給与所得者…源泉徴収票の給与所得控除後の金額（1～5月の申込み）又は所得証明書の所得金額（6～12月の申込み）
- (2) 事業所得者…確定申告書控の所得金額（1～5月の申込み）又は所得証明書の所得金額（6～12月の申込み）
- (3) 年金所得者…次表により算出した額

年齢	年間収入金額	年間所得金額	年齢	年間収入金額	年間所得金額
65歳以上	1,200,000円まで	0	65歳未満	700,000円まで	0
	1,200,001円から 3,299,999円まで	年間収入金額－1,200,000円		700,001円から 1,299,999円まで	年間収入金額－700,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	年間収入金額×0.75－375,000円		1,300,000円から 4,099,999円まで	年間収入金額×0.75－375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年間収入金額×0.85－785,000円		4,100,000円から 7,699,999円まで	年間収入金額×0.85－785,000円

○控除額（B）の求め方

控除の種類		控除額
同居者控除	同居者の方	1人につき38万円
同居しない扶養親族控除	所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者又は同項第34号に規定する扶養親族で入居者及び同居者以外の方	1人につき38万円
老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者のうち70歳以上の方	1人につき10万円
老人扶養親族控除	扶養親族のうち70歳以上の方	1人につき10万円
特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
障害者控除	入居者、控除対象配偶者、扶養親族及び同居者のうち所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者（特別障害者を除く。）の方	1人につき27万円
特別障害者控除	入居者、控除対象配偶者、扶養親族及び同居者のうち所得税法第2条第1項第29号に規定する特別障害者の方	1人につき40万円
寡婦(寡夫)控除	入居者又は同居者のうち所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦の方又は同項第31号に規定する寡夫の方	1人につき27万円(所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額)

※ 扶養親族に配偶者は含まれません。

(参考：収入基準早見表)

区分	収入基準	世帯人員別の収入基準を満たす給与所得者の源泉徴収票の給与所得控除後の金額（()内の金額は年間総収入額）の目安				
		1人	2人	3人	4人	5人
一般階層	収入月額が 158,000円以下	1,896,000円 (2,967,999円)以下	2,276,000円 (3,511,999円)以下	2,656,000円 (3,995,999円)以下	3,036,000円 (4,471,999円)以下	3,416,000円 (4,947,999円)以下
裁量階層	収入月額が 214,000円以下	2,568,000円 (3,887,999円)以下	2,948,000円 (4,363,999円)以下	3,328,000円 (4,835,999円)以下	3,708,000円 (5,311,999円)以下	4,088,000円 (5,787,999円)以下

注1 「同居者控除」及び「同居しない扶養親族控除」以外の特別控除のある世帯及び収入のある者が2人以上の世帯については、この早見表は利用できません。
 2. 世帯人員には、同居しない扶養親族を含みます。

2 申込方法

次の書類を受付窓口に提出してください（郵送可）。また、申込みの際は、入居を希望する県営住宅の団地等（※）を一つ選んでください。

※次の団地については、地区を選んでください。

・太閤山団地・・・「北・中地区」、「北地区」、「南地区」

・中川団地及び東中川団地・・・「中川地区」

・蓮花寺団地及び蓮花寺北団地・・・「蓮花寺地区」

◎必ず提出いただく書類

提出書類・留意事項	入手方法
・県営住宅入居申込書 現住所 番地、号まで詳しく記載すること。 勤務先 無職の場合は「無職」と記載すること。 理由 住宅に困っている理由を詳しく記載すること	県営住宅管理センター 県建築住宅課HP
・世帯全員の住民票 ・住民票で続柄がわからなければ、戸籍謄本も必要です。 ・外国人の方は、国籍の省略のない住民票が必要です。	市町村住民票担当課
・入居者及び同居者全員の所得証明書 ・16歳以上(高校生で収入のない方を除く)の入居予定者全員のもの ・無所得の場合は、「所得0円」の所得証明書又は非課税証明書を提出すること。 ※前年の所得証明書が発行できない期間(1月～6月)については、直近の所得状況を確認できる以下の書類のいずれかが別途必要 ア 給与所得者 勤務先が発行する源泉徴収票の写し イ 自営業者 確定申告書の写し ウ 年金受給者 最新の年金振込通知書	市町村税担当課
・入居者の県税(個人県民税を除く。)に滞納がないことを証明する納税証明書 ・入居者の市町村長発行の個人県民税に係る納税証明書	県税事務所 市町村税担当課

◎該当者のみ必要な書類

	提出書類	入手方法
婚姻予定者	婚約証明書	県営住宅管理センター
離婚調停中の方	事件係属証明書	裁判所
離婚協議中の方	協議離婚申立書	県営住宅管理センター
別居扶養親族のいる方	源泉徴収票、確定申告書の写し	
寡婦(寡夫)の方	寡婦(寡夫)に該当する方の戸籍謄本	市町村戸籍担当課
障害者の方	障害者手帳(身体、精神、療育)の写し 単身入居申込みの場合は、入居資格者認定のための申立書	
DV被害者の方	一時保護証明書 又は 保護命令決定書	県女性相談センター 裁判所
外国人の方	在留カード・特別永住者証明書の写し	
高齢単身入居の方	入居資格者認定のための申立書	
その他単身入居資格者	資格を有することを証する書類	
その他裁量階層世帯	裁量階層であることを証する書類	
昨年度から転職等により 収入に変更があった方	退職 離職証明書など 就職・転職 給与証明書	

※その他知事が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

3 抽 選

入居申込み受付期間終了後、入居の優先順位を決める抽選会（日時・場所は申込受付時にお知らせします。）を開催します。

抽選は、申込み時に希望された団地等毎に行います。

団地等によっては、高齢者世帯、子育て世帯、母子世帯等が特別な取扱いを受けることができる場合があります。

抽選会で決まった入居の優先順位は次期受付期間の属する月の翌月まで有効です。その間、入居可能な住宅があるにもかかわらず入居されない場合は、入居の優先順位が最後となります。

4 請書・連帯保証人

1 請書

入居が可能となった場合、県営住宅指定管理者から案内がありますので、指定された日までに県営住宅入居請書を提出してください。請書には、入居決定者の印鑑証明書並びに連帯保証人2人の印鑑証明書及び所得証明書が必要です。

2 連帯保証人

連帯保証人は、2人必要で、①・②の要件をそれぞれ満たさなければなりません。

- ① 原則県内在住の親族とし、うち1名は日本の国籍を有する者
- ② 入居決定者と独立した生計を営み、かつ入居者と同等以上の収入がある者

5 家賃・敷金等

1 家賃

家賃の額は、入居者の収入、住宅の規模・立地条件・建設年度等に応じて決定されますので、受付窓口までお問合せください。

また、家賃の納付は、金融機関の口座振替の利用をお願いします。

2 敷金

県営住宅への入居時に、敷金として入居時の家賃の3ヵ月分を納めていただきます。この敷金は、住宅の明け渡すときに還付します。

ただし、未納の家賃等がある場合は、その金額を控除します。

3 収入申告と家賃

入居された場合は、毎年度、収入の申告をしていただきます。この申告により翌年度の家賃が設定されます。申告しなかった場合は、家賃は近傍同種の住宅の家賃相当となります。

なお、収入申告により収入超過者（県営住宅に引き続き3年以上入居していて、入居者資格の収入基準の上限を超える収入を有する者と認定され通知を受けた者）となった場合は、県営住宅を明渡すよう努めなければなりません。

4 退去修繕

退去されるときは、畳の表替え、障子と襖の貼り替え等を入居者の負担で行っていただきます。また、入居者が設置した設備の撤去費用と、入居者の無理な使用や不注意によって施設等を破損した場合の修繕費用は入居者の負担となります。

6. その他（注意事項）

1 ペット

県営住宅では、犬、猫、鳩などのペットの飼育（餌付けを含む。）は禁止としています。

2 除草・除雪

県営住宅では、団地内の除草・除雪については、入居者をお願いしています。

3 町内会

県営住宅は共同住宅です。町内会・自治会のルールを守り、町内会・自治会活動に参加・協力をしてください。

4 その他

富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）に、県と入居者等との県営住宅の利用関係の内容が定められています。